

## 重要事項説明書

(訪問看護・介護予防訪問看護・指定訪問看護)

### 1. 事業者(法人)の概要

事業者名	合同会社 しん
主たる事務所の所在地	〒812-0874 福岡県福岡市博多区光丘町一丁目 3番 5号 第一光ヶ丘ハイツ 406号
代表者(職名・氏名)	代表社員 酒井 かづえ
設立年月日	2021年1月 21日
電話番号	092-516-3697

### 2. 事業所の概要

事業所名	ほほえみ訪問看護リハビリステーション
所在地	〒812-0874 福岡県福岡市博多区光丘町一丁目 3番 5号 第一光ヶ丘ハイツ 406号
電話番号	092-516-3697
指定年月日・事業所番号	2021年 5月 1日指定
管理者名	田中 美佐子
サービス提供地域	福岡市、大野城市、春日市、那珂川市、太宰府市、筑紫野市、糟屋郡

### 3. 事業所の職員体制

職種	従事するサービス内容等	人員
管理者	管理者は業務全般を一元的に管理します。	常勤
看護師	主治医より訪問看護指示書を受けた後、利用者の状態に合わせ、必要に応じたサービスを提供します。	常勤 非常勤
理学療法士		常勤 非常勤
作業療法士	主治医より訪問看護指示書を受けた後、利用者の状態に合わせ、必要に応じたリハビリテーションのサービスを提供します。	常勤 非常勤
言語聴覚士		常勤 非常勤
事務職員	事務業務又は事務職務の連絡等を行います。	常勤 非常勤

### 4. 営業日及び営業時間

営業日	営業時間
月曜日～日曜日まで 年末年始(12月31日～1月3日)は除きます。	9時00分～18時00分まで

※利用者の状況に応じて、必要な場合には営業時間以外でのサービス提供も行っています。

## 5. 提供するサービスの内容

- (1) 健康状態の観察(血圧・体温・呼吸の測定、病状の観察)
- (2) 日常生活の看護(清潔・排泄・食事など)
- (3) 在宅リハビリテーション看護(寝たきりの予防・手足の運動など)
- (4) 療養生活や介護方法の指導
- (5) 認知症の介護・お世話と悪化防止の相談
- (6) カテーテル類の管理・褥瘡の処置など医師の指示に基づいての看護
- (7) 生活用具や在宅サービス利用についての相談
- (8) 終末期の看護

## 6. サービス利用料及び利用者負担 ⇒ 別紙参照

## 7. 事業所におけるサービス提供方針

- (1) 指定訪問看護の実施にあたっては、主治医の指示のもと、利用者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように支援します。
- (2) 指定訪問看護の実施にあたっては、関係市町村、地域の医療、保健、福祉サービス機関との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図ります。

## 8. サービス提供の記録等

- (1) サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「訪問看護記録」等を書面にて記載します。  
事業者は、一定期間ごとに「訪問看護計画書」の内容に沿って、サービス提供の状況、目標達成等の状況等に関する「訪問看護記録書」その他の記録を作成します。
- 事業者は、前記「訪問看護記録書」その他の記録を、サービス終了日から5年間は適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

## 9. 利用者負担金

- (1) 利用者からいただく利用者負担金は、別表のとおりになります。
- (2) この金額は、介護保険・健康保険の法定利用料に基づく金額になります。
- (3) 介護保険・健康保険外のサービスとなる場合(サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む)には、全額自己負担となります。(介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際に居宅介護支援専門員から説明のうえ、利用者の同意を得ることになります)
- (4) 利用者負担金は、毎月27日にご指定の金融機関の口座から引落となります。  
引落のほかは、ご相談ください。

## 10. キャンセル

サービスの利用を中止する際には、すみやかに次の連絡先までご連絡ください。

ステーション名：ほほえみ訪問看護リハビリステーション 連絡先：092-516-3697

利用者の都合でサービスを中止にする場合には、サービス利用の前日までにご連絡ください。

当日のキャンセルは次のキャンセル料を申し受けこととなりますのでご了承ください。ただし、利用者の容態の急変・緊急など、やむをえない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセル料金：2000円

## 11. 秘密保持

事業者及び看護師等は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を洩らしません。但し、居宅サービス計画を作成するにあたり、サービス事業者に開示しなければならない情報については、事前に利用者又はその家族から文書で同意を得るものとします。

## 12. 相談窓口、苦情対応

事業所のサービスに関する相談や苦情対応については、次の窓口で対応いたします。

電話番号	092-516-3697	FAX番号	092-516-3697
担当者	管理者 田中 美佐子		
その他	相談・苦情については、管理者及び担当の看護師等が対応します。不在の場合でも、対応した者が必ず「苦情相談記録表」を作成し、管理者、担当者に引き継ぎます。		

サービスに関する相談や苦情対応については、次の機関においても苦情申し立て等ができます。

苦情受付機関	福岡市役所健康福祉局高齢健康福祉部介護保険課	電話番号:092-711-4111
	福岡県国民健康保険団体連合会	電話番号:092-642-7859
	福岡市東区福祉介護保険課	電話番号:092-645-1069
	福岡市博多区福祉介護保険課	電話番号:092-419-1080
	福岡市中央区福祉介護保険課	電話番号:092-718-1102
	福岡市南区福祉介護保険課	電話番号:092-559-5125
	福岡市城南区福祉介護保険課	電話番号:092-839-4105
	福岡市早良区福祉介護保険課	電話番号:092-833-4355
	福岡市西区福祉介護保険課	電話番号:092-895-7066
	太宰府市介護保険課	電話番号:092-921-2121
	大野城市長寿支援課	電話番号:092-501-2211
	筑紫野市高齢者支援課	電話番号:092-923-1111
	春日市高齢課	電話番号:092-584-1112
	那珂川市高齢者支援課	電話番号:092-953-2211
	糟屋郡介護福祉課	電話番号:092-938-0229

## 13. 事故発生時の対応等

- ① 事業者は、サービスの提供に際して利用者のけがや体調の急変があった場合には、医師や利用者への家族に連絡し、その他適切な措置を迅速に行います。
- ② 事業者は、サービス提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、事業者の故意または過失によらないときは、この限りではありません。

## 14. 虐待防止および身体拘束等の適正化について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者および責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	(管理者) 田中 美佐子
虐待防止に関する担当者	(管理者) 田中 美佐子

- (2) 虐待等に係る苦情解決体制を整備しています。
- (3) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (4) 虐待防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- (5) 虐待の防止のための指針を整備しています。
- (6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。
- (7) 指定訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行いません。
- (8) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

## 15. その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- ① 看護師等は、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取扱いはいたしかねますので、ご了承ください。看護師等は、介護保険制度上、利用者の心身の機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされています。それ以外のサービスについてはお受けいたしかねますので、ご了承ください。
- 看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。